

中原区債権対策部会設置要領

(設置)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、中原区が所管する債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「区所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、中原区債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること。
- (2) 区所管債権の収入状況の把握に関すること。
- (3) 区所管債権の債権対策に関する情報の共有及び調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は区長を、副部会長は副区長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 区民サービス部長
- (2) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (3) 道路公園センター所長
- (4) まちづくり推進部総務課長
- (5) まちづくり推進部担当課長（生涯学習支援担当）
- (6) 区民サービス部保険年金課長
- (7) 区民サービス部保険年金課担当課長
- (8) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
- (9) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
- (10) 道路公園センター担当課長〔管理〕

(部会)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会議を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、まちづくり推進部総務課が行う。

(その他必要事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和8年7月1日から施行する。